

令和3年度富士見市一般会計補正予算（第10号）概要

歳 入

款	項	補正前の額	補正額
国庫支出金	国庫補助金	2,082,361	1,663,691
歳 入 合 計		37,700,648	1,663,691

歳 出

款	項	補正前の額	補正額
総務費	総務管理費	2,965,478	13,223
民生費	社会福祉費	7,441,182	1,650,468
歳 出 合 計		37,700,648	1,663,691

(単位 千円)

計	主 な 内 容
3, 746, 052	マイナポイント事業費補助金 13, 223 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務費補助金 31, 668 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金 1, 618, 800
39, 364, 339	

(単位 千円)

計	主 な 内 容
2, 978, 701	個人番号カード利用環境整備事業 13, 223
9, 091, 650	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 1, 650, 468
39, 364, 339	

令和3年度一般会計補正予算（第10号）

1 補正予算（第10号）の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の支給が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額 **1,663,691**
補正後累計額 39,364,339

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金 **1,663,691**

マイナポイント事業費補助金（ICT推進課） 13,223

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務費補助金（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） 31,668

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） 1,618,800

(3) 歳出の内容

ア 個人番号カード利用環境整備事業（ICT推進課） **13,223**

マイナンバーカードの交付に係るマイナポイント事業の事業期間延長に伴い、委託料等を増額するための補正

【特定財源：マイナポイント事業費補助金（国） 13,223】

・消耗品費 50

・印刷製本費（チラシ作成） 600

・人材派遣委託料（マイナポイント予約・申込支援業務） 11,360

・パソコン使用料 1,213

イ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） **1,650,468**

令和3年度住民税均等割非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するための補正

【特定財源：住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務費補助金（国）31,668、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金（国）1,618,800】

(ア) 事務費

①一般職時間外勤務手当 810

②消耗品費 500

③印刷製本費（封筒印刷、チラシ作成等） 2,255

④通信運搬費（郵送料、電話使用料等） 5,979

⑤口座振込手数料 1,781

⑥システム開発委託（給付金を管理するためのシステム開発） 7,260

⑦封入封緘委託料（申請書等の封入封緘業務） 497

- ⑧人材派遣委託料（窓口対応、電話対応及び書類審査等） 11,289
- ⑨データパンチ委託 713
- ⑩事務機器使用料（複写機、プリンタ等） 584

（イ）事業費

- ①非課税世帯等臨時特別給付金 1,618,800
 - ・100,000円×16,188世帯
 - ※対象者は令和3年度住民税均等割非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯
 - ※申請書を受理後、順次振込予定

3 繰越明許費の補正

（1）個人番号カード利用環境整備事業（ICT推進課） 11,473

マイナンバーカード発行に係るマイナポイント事業について、事業期間が翌年度に渡るため繰り越すもの

（2）住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業（新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室） 1,633,729

住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の臨時特別給付金の支給について、事業期間が翌年度に渡るため繰り越すもの